

北九州市地域防災計画に定める浸水想定区域内にある地下空間施設、要配慮者利用施設及び大規模工場等の避難の確保及び浸水防止対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水防法第15条、第15条の2、第15条の3、第15条の4に基づき、北九州市地域防災計画に定める「地下空間施設」(水防法第15条で規定する地下街等として取り扱う)、「要配慮者利用施設」、「大規模工場等」の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る取組みについて定めるものである。

(地下空間施設、要配慮者利用施設及び大規模工場等の基準)

第2条 水防法第15条第1項に基づき、北九州市地域防災計画に定める地下空間施設、要配慮者利用施設及び大規模工場等については、次に掲げるものとする。

1 地下空間施設

水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第3号イに規定する地下街等(以下「地下空間施設」という。)の用途及び規模は、次に掲げるものとする。

- (1) 用途は、消防法施行令別表第1のうち次に掲げるものとする。
- (2) 規模は、地下街については延べ面積1千平方メートル以上のものとする。地下街を除くものについては地階の床面積の合計が5千平方メートル以上のものとする。ただし、施設関係者のみが利用する施設は除く。

(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会所
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗 ニ カラオケボックスその他
(三)	イ 待合、料理店その他これに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所
(六)	イ 病院、診療所、助産所
(九)	イ 公衆浴場
(十三)	イ 自動車車庫、駐車場
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が同表(一)項から(四)項、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる用途に供されているもの
(十六の二)	地下街

2 要配慮者利用施設

水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第3号ロに規定する要配慮者利用施設の用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象となる施設は、次に掲げるものとする。ただし、医療施設に掲げる診療所にあつては患者を入院させるための施設を有するものに、助産所にあつては入所施設を有するものに限る。

医療施設	病院、診療所、助産所
社会福祉施設	乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、認定こども園、児童自立生活援助事業を行う施設、放課後児童健全育成事業を行う施設、小規模住居型児童養育事業を行う施設、地域型保育事業を行う施設、病児保育事業を行う施設、青少年施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、老人居宅介護生活支援事業（老人デイサービス事業・老人短期入所事業・小規模多機能型居宅介護事業・認知症対応型老人共同生活援助事業・複合型サービス福祉事業）を行う施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助を行う施設）、障害児通所支援施設（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスを行う施設）、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、福祉ホーム、地域活動支援センター、救護施設、更生施設、医療保護施設、小規模共同作業所
学校	幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る）、各種学校（18歳以下の生徒が通うものに限る）、特別支援学校

3 大規模工場等

水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第3号ハに規定する大規模工場等の用途・規模は、平成26年6月25日北九州市条例第37号「北九州市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例」によるものとする。

- (1) 用途は、工場、作業場又は倉庫
 (2) 規模は、延べ面積1万平方メートル以上

(施設管理者等への洪水予報等の伝達)

第3条 市長は、浸水想定区域内（水防法第14条の規定に基づき、指定されたもの）の地下空間施設、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛消防組織の構成員に対して、防災メールを活用し洪水予報等の情報を伝達するものとする。

(施設管理者等の措置項目)

第4条 水防法第15条の2、第15条の3、第15条の4に基づき、北九州市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下空間施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、また、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために下記の区分に応じた措置を行うものとする。

◎義務 ○努力義務

	地下空間施設	要配慮者利用施設	大規模工場等 (地域防災計画に定める旨の 申出のあったもの)
避難確保計画の作成	◎	○	—
浸水防止計画の作成	◎	—	○
計画を作成した時の市長への報告	◎	◎	◎
計画で定めた訓練の実施	◎	○	○
自衛水防組織の設置	◎	○	○
自衛水防組織を設置した時の市長への報告	◎	◎	◎

(避難確保計画及び浸水防止計画の記載事項)

第5条 水防法第15条の2第1項、第15条の3第1項、第15条の4第1項に基づき作成する避難確保計画及び浸水防止計画は、次の事項を記載するものとする。

避難確保計画・浸水防止計画記載事項一覧

記載事項	記載内容	避難確保計画	浸水防止計画	水防法施行規則
1. 計画の目的		○	○	
2. 計画の対象区域	対象区域に関する事項	—	○	
3. 計画の適用範囲	施設における利用者や従業員に適用する範囲に関する事項	○	○	
4. 防災体制	施設における洪水時の防災体制に関する事項	○	○	第5条1項 第9条1項 第11条1項
5. 情報収集及び伝達	収集する情報の種類と方法に関する事項	○	○	
6. 浸水防止に関する活動	施設における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項	—	○	第5条3項 第11条2項
7. 避難誘導	施設の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項	○	—	第5条2項 第9条2項
8. 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備	地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項	—	○	第5条4項
9. 避難の確保を図るための施設の整備	要配慮者利用施設における洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	○	—	第9条3項
10. 浸水の防止を図るための施設の整備	大規模工場等における洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項	—	○	第11条3項
11. 防災教育及び訓練の実施	施設における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	○	○	第5条5項 第9条4項 第11条4項
12. 自衛水防組織の業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領 ・ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練 ・ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項 	○	○	第5条6項イ 第5条6項ロ 第5条6項ハ 第9条5項イ 第9条5項ロ 第9条5項ハ 第11条5項イ 第11条5項ロ 第11条5項ハ
13. その他必要な事項		○	○	第5条7項 第9条6項 第11条6項

○印は、計画書に記載項目を示す。

(自衛水防組織に係わる報告事項)

第6条 水防法第15条の2第8項、第15条の3第2項、第15条の4第2項に基づく自衛水防組織に係わる報告は、次の事項を記載するものとする。

- ①統括管理者の氏名及び連絡先
- ②自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- ③洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

(避難確保計画及び浸水防止計画、自衛水防組織設置に関する報告)

第7条 本要綱第5条、第6条で作成した避難確保計画及び浸水防止計画、又は自衛水防組織を設置した場合の構成員等に関する事項についての報告先は市長とする。

報告書の様式は、別紙様式1、様式2、様式3とし、避難確保計画・浸水防止計画の様式については任意とする。

(指示及び公表)

第8条 水防法第15条の2第4項、第5項に基づき、地下空間施設の所有者又は管理者が避難確保計画及び浸水防止計画を作成しない場合は、期限を設けて作成の指示を行うことができる。また、指示に従わなかった場合はその旨を市広報等で公表することができる。指示及び公表については市長が行うものとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。